

平成 27 年度の重点取組事項と委託の方針について

1. 平成 27 年度の重点取組事項

今後、高齢化の急速な進展および認知症の方の増加が見込まれる中、介護保険制度の改正を踏まえ、平成 27 年度は、本市では地域包括ケアシステム構築に向けて関係機関とのネットワークづくり等を担う専門職員の配置など地域包括支援センターの機能強化を図りながら、以下の 3 点について重点的に取り組んでいく。

(1) 地域包括ケアシステム構築の推進

地域包括ケアシステム構築のための有効なツールである地域ケア会議を活用し、地域関係者や多職種との連携のもとで個別ケースの支援内容の検討を行い、経験や情報の蓄積を通じて地域包括支援ネットワークの強化や地域課題の解決を図る。

また、住民や関係機関等の様々な主体が参画した多様な生活支援サービスの充実を図ることで、高齢者が日常生活上の支援が必要になっても安心して暮らし続けることができるよう、地域における支え合いの体制づくりを推進していく。

(2) 認知症対策の推進

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに向け、新オレンジプランを踏まえながら各種の取り組みを推進していく。

地域で認知症高齢者を見守り・支える体制の構築に向け、一層の普及・啓発に取り組んでいくと共に、認知症高齢者介護家族支援事業をはじめ、地域における認知症介護家族交流会、認知症地域資源マップ等作成事業等の委託事業を通じた地域づくりについても、さらに強化していく。

また、平成 25 年度より実施している認知症初期集中支援推進事業の成果等を踏まえ、認知症の疑いがある方に対し、地域包括支援センターや認知症初期集中支援チーム等を活用し、早期の段階で多職種が関わりながら適切な支援を行う体制の構築を図る。

さらに、認知症の状態に応じた適切なサービスの提供を行うため、認知症ケアパスの作成を進める。

(3) 介護予防の推進

復興公営住宅への入居など、震災後の環境変化に伴う高齢者の機能低下が心配されていることも踏まえ、平成 25 年度より実施している 11 月の介護予防月間の取組みによる介護予防の普及・啓発をはじめ、二次予防事業対象者把握事業による随時の対象者把握を行い、必要な人が早期に介護予防に取組めるよう、通所型介護予防事業(元気応援教室)及び介護予防訪問指導の二次予防事業に引き続き取り組んでいく。

あわせて、介護保険制度の改正による総合事業への移行を見据え、これまで行ってきた一次予防・二次予防事業の成果等を踏まえながら、より効果的で利用しやすい介護予防事業のあり方を検討していく。

また、高齢者の方が住み慣れた地域でいきいきと過ごせるよう、関係機関や地域包括支援センター、地域団体等と協働・連携しながら、さらなる介護予防の普及・啓発を進めていく。

2. 地域包括支援センター業務委託に際する方針

上記に基づいた以下の 3 点を踏まえ、平成 27 年度の地域包括支援センター事業計画を作成し、委託業務を実施していただきたい。

(1) 多職種連携による支援体制の充実

地域で高齢者を支える体制の維持・強化に向け、これまで地域の関係者や医療機関等と構築してきた関係性を生かしながら、地域ケア会議を通して処遇検討の充実を図るとともに、地域課題の把握やケアマネジャーの支援、社会資源の創出など、多職種連携による地域のネットワーク構築に努めていく。

(2) 地域で認知症の方とその家族を支える体制づくりの中核として

地域包括支援センターは、個別支援において、DASC-21(認知症アセスメントシート)及び初期対応支援マニュアルを活用し、支援者や初期集中支援チームと連携しながら早期発見と適切な支援体制を築く等、認知症高齢者に対し、地域における包括的継続的な支援体制構築の中心的役割を担う。

また、認知症理解について一層の普及・啓発を図るとともに、認知症の方やその家族が、さまざまな場所で自身の体験や悩みを相談する場を構築することで、認知症の方や家族を地域で見守り・支える体制づくりを推進する。

(3) 自立支援に向けた介護予防の推進

必要な人が早期に介護予防に取り組めるよう、介護予防の地域への普及啓発と適切なアセスメントを行い、介護予防が必要な人を適切なサービスへ確実に繋いでいく。介護予防ケアマネジメントに際しては、自立支援の観点を重視するとともに、自ら介護予防に取り組むよう働きかけを行っていく。

また、高齢者が主体的に介護予防に取り組むことができるよう、引続き、介護予防教室を開催するとともに、介護予防自主グループの立ち上げ等の支援を実施する。